

令和3年9月14日

市内障害福祉サービス事業者 様

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害者支援課

障害福祉サービス事業所に対する行政処分について

日頃から本市の障害福祉行政に格別のご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

このたび、本市は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)及び名古屋市移動支援・地域活動支援事業者の登録に関する要綱(以下「要綱」という。)の規定に基づき、下記のとおり処分の決定をいたしました。

公費を財源として運営されている制度において、不正に報酬請求し、受け取ることは、利用者の信頼を失うのみならず、制度に対する市民の信頼を損ないかねないため、絶対に許されることではありません。各事業者におかれましても、運営基準をはじめとした法令を遵守し、適正な事業運営を行うよう、一層の徹底をお願いします。

記

1 処分の対象となる事業者及び事業所

(1) 事業者

事業者の名称	代表社員	所在地
ポプラケア合同会社	藤本 久美	愛知県名古屋市中区平和二丁目14番18号

(2) 事業所

事業所の名称	事業所所在地	サービスの種類
ポプラケア	愛知県名古屋市中区平和二丁目14番18号三祐マンション402号	重度訪問介護、居宅介護、移動支援

2 処分の内容

(1) 重度訪問介護、居宅介護

決定した処分	効力発生日
指定取消	令和3年9月15日

(2) 移動支援

決定した処分	効力発生日
登録取消	令和3年9月15日

### 3 処分の原因となる事実

#### (1) 重度訪問介護

- ア サービス提供を行っていないにもかかわらず、法人代表者自らがサービスを提供したと虚偽の書類を作成し、給付費の請求を行った。(法第 50 条第 1 項第 5 号及び第 10 号に該当)
- イ 実際はサービス提供を行っていないにもかかわらず、法人代表者が令和 2 年 6 月 10 日及び同年 8 月 25 日実施の監査において、サービス提供をしたと虚偽の答弁を行った。(法第 50 条第 1 項第 7 号に該当)
- ウ 一体的に行っている移動支援及び介護保険法における訪問介護に関し、不正な行為が認められた。(法第 50 条第 1 項第 9 号に該当)

#### (2) 居宅介護

一体的に行っている重度訪問介護、移動支援及び介護保険法における訪問介護に関し、不正な行為が認められた。(法第 50 条第 1 項第 9 号に該当)

#### (3) 移動支援

- ア サービス提供を行っていないにもかかわらず、法人代表者自らがサービス提供したと虚偽の書類を作成し、給付費の請求を行った。(要綱第 8 条第 1 項第 4 号及び第 9 号に該当)
- イ 実際はサービス提供を行っていないにもかかわらず、令和 2 年 6 月 10 日及び同年 8 月 25 日実施の監査において、サービス提供をしたと法人代表者が虚偽の答弁を行った。(要綱第 8 条第 1 項第 6 号に該当)
- ウ 一体的に行っている重度訪問介護及び介護保険法における訪問介護に関し、不正な行為が認められた。(要綱第 8 条第 1 項第 8 号及び第 11 号に該当)

### 4 本市に対する返還金額

#### (1) 重度訪問介護

不正の行為により支給を受けた給付費の返還については、不正利得返還金として、当該給付費の 40% を加算した額を返還するよう、名古屋市が事業者に命じ、これを徴収します。

不正を行った期間	平成 27 年 11 月から令和 2 年 5 月まで
不正請求額 (A)	23,259,083 円
加算金 (B)	23,259,083 円 × 40% = 9,303,633 円
返還金額 (A+B)	32,562,716 円

#### (2) 移動支援

不正を行った期間	平成 26 年 8 月から令和 2 年 1 月まで
不正請求額	3,475,000 円

#### (3) 本市への返還金額合計

$$(1) + (2) = \underline{36,037,716 \text{ 円}}$$

### 5 欠格事由該当者

藤本 久美 (ポプラケア合同会社代表社員、ポプラケア管理者)

#### 【担当】

指定指導係(指定担当) (052)972-3965  
指定指導係(指導担当) (052)972-2578